

資 料

ブルガリアの裁判所制度

ストイチェヴァ ビストラ

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 はじめに | 3.4 最高破棄裁判所 |
| 2 司法権の対象およびその独立性 | 3.5 最高行政裁判所 |
| 3 裁判所の構成 | 3.6 その他の裁判所 |
| 3.1 地方裁判所 | 3.7 憲法裁判所 |
| 3.2 管区裁判所 | 4 結論 |
| 3.3 控訴裁判所 | |

1 はじめに

1989年、東ヨーロッパでは大幅かつ根本的な「改革」が行われた。ブルガリアでも社会主義から自由民主主義へ移行する政治経済的な改革が始まり、その改革は法律の変化を伴った。

1990年の改正憲法は、経済活動に対する国家支配についての規定を削除し、また1991年に採択された新憲法⁽¹⁾は、私的所有権・自由市場経済を承認し、これからのブルガリアが民主主義・法治主義・福祉国家として発展することを宣言した。これは、東欧諸国の中では最初に成立した新たな民主憲法であった。ブルガリアが法治国家として発展するために、新憲法は三権分立の原則に立ち、立法・行政・司法のそれぞれの組織に関する規定を定めた。法の制定・執行・適用を区別し、立法権を国民議会に、行政権を内閣に、司法権を裁判所に帰属せしめる点は社会主義時代と変わりはないが、それぞれの独立性を確保

(1) 「ブルガリア共和国の憲法」は1991年7月12日に採択され、同年官報56号で公布された。

し、政党や行政機関などから司法権への介入がないように新たな裁判制度、裁判官に関する新たな要件を制定した点に特徴がある。これら新憲法の規定を実施するために、特に司法権に関して、「憲法裁判所に関する法律」⁽²⁾、「司法権に関する法律」⁽³⁾のような新たな法律が制定された。

2 司法権の対象およびその独立性

司法の機能は、立法・行政以外の国家作用で、国民議会によって制定された法律を具体的争訟事件に適用し、その適法・違法または権利関係を確定し裁定することである。司法権の対象となるものは、一切の法律上の争訟であり、少なくとも一方は個人または団体であり、法の保障する個人の一身的または経済的利益が他の主体のそれと衝突する事件に限られる。裁判は当事者間の社会的関係における具体的利害の衝突の解決を目的とするからである。

裁判という言葉は紛争を解決する仕組みと手続きを指すこともあるが、その結果出された結論（判決）を意味することもある。裁判は裁判機関（裁判所または裁判官）の行う裁判行為、あるいは意思の表示行為である。個人の基本的人権の保障が新憲法の主たる目的であるので、司法は憲法の番人としてその実効性を確保するとともに、法治主義の原則に立って、法による正義と法の公正なる適用をはかっていかなければならない。そこで、新憲法第117条に「司法権は国民の権利と適法な利益または法人や国家を保護する」と定められたが、このようにブルガリアの新憲法は司法権を行使する国家機関の制度を定めると同時に、司法権の独立をも宣言した。「司法権に関する法律」は、それを具体化する法律である。

司法権の独立性と自主性を維持するために、法の適用を司る裁判官の選任、監督の方法およびその地位・身分の保障などについても特に慎重な考慮がなされている。また裁判官をはじめ、参与員・検事・予審官は、その職務執行について、良心に従い独立して憲法および法律にのみ拘束されるものとされる。その職権を行使するに当たっては、完全に独立で、何人からの指揮命令も受けない代わりに、彼らは、その良心に従って、自主的に判断をくだし、公平無私な態度で裁判をしなければならないと規定される。裁判官・検事・予審官などの

(2) 1991年の官報67号で公布された。

(3) 1994年の官報59号で公布され、1996年の官報69号で追加された。

任命・解任・昇進・降格・転任などは、新たな機関である最高司法理事会（Висш Съдебен Съвет；Supreme Judicial Council）において行われる（司法権法27条4号）。

1989年の改革前までは、裁判官は国民選挙で直接に選任された。その後、最高司法理事会が設置されるまでは、裁判官の選任は法務省が提案し、国民議会によって行われていた。改革後の現在では、裁判官の就任と終任の条件と方法、その責任の事由などは具体的に「司法権に関する法律」に定められている。これによれば、最高破棄裁判所長、最高行政裁判所長、検事総長および国民予審局長は最高司法理事会の提案で大統領により任命されるが、その他の裁判官等は最高司法理事会により任命されるものとされる（司法権法27条1号4号）。原則として、任命から3年間を経過したときは、裁判官・検事・予審官は変更されない（同法10条、129条）。そのような裁判官等の終任の事由は、①定年退職、②辞任、③故意罪により禁錮刑に処され、判決の効力が生じた場合、④1年以上継続して、事実上職務が不可能な場合、⑤職務を行うのに必要な能力のない場合、⑥懲戒解職の場合、⑦代行された者（病気、出産のための休職による）の復職、⑧不法に解任された者の復職、という8つの場合に限られる（同法131条）。裁判官は国会議員と同様の特権を有する。その特権を剥奪することは法律に定められた場合に限られ、それは最高司法理事会の決議で行われる（同法134条1項）。このように裁判官の職権の独立と同時に、その身分が保障されているのは、司法権の独立を確保するためである。

司法権の独立を確保するため、司法に対する行政権の干渉は許されない。司法以外の国家機関から裁判批判がなされると、正しい司法権の行使が保障されなくなると考えられるからである。そのような考え方から、ブルガリアでは司法について国政調査権の行使も許されていない。したがって、司法以外の国家機関が裁判所に係属中の事件を調査するのは許されないし、具体的裁判事件について再審に類するような調査を行い判決の内容の当否を判断することも許されないのである。

司法権は自主的な予算をもっており、財産的にも独立である。

3 裁判所の構成

司法とは、民事および刑事のほか、行政事件の裁判をも含めて、すべての争訟の裁判を意味し、その作用を行う機能を司法権というが、ブルガリアではこ

れらすべてを裁判所に属せしめた。つまり、すべての司法権は、裁判所によって行使される（憲法119条1項）。裁判所には、次のものがある⁽⁴⁾。

最高破棄裁判所（Върховен Касационен Съд；Supreme Court of Cassation）

最高行政裁判所（Върховен Административен Съд；Supreme Administrative Court）

控訴裁判所（高等裁判所：Апелативни съдилища；Courts of Appeal）

管区裁判所（二審裁判所：Окръжни съдилища；District Courts）

軍事裁判所（Военни съдилища；Courts - martial）

地方裁判所（районни съдилища；Regional Courts）

これ以外に、法律によって専門裁判所（Специализирани съдилища；Specialized Courts）を設置することができるが（同条2項）、これとは異なる臨時裁判所

（Извънредни съдилища；Extraordinary Courts）を設置することは許されない（同条3項）。

検察庁の組織構造は裁判所のそれに対応している。また刑事事件における予審を担当するものとして、予審部が、第一審として刑事事件を管轄する裁判所に属している。

3.1 地方裁判所

民事、刑事、行政事件の一審裁判を行う裁判所は、地方裁判所または管区裁判所である。犯罪の種類・性質、重大性、あるいは訴訟の損害賠償額の大きさによって地方裁判所か管区裁判所かに管轄が分かれる。

地方裁判所は一人の裁判官で構成される単独制であるが、その助手として二人の参与員（съдебни заседатели；court assessors）と審議録を作成する裁判所書記官がいる。ブルガリア裁判所における参与員の機能・役割はアメリカ裁判所における陪審（Jury）のそれとは異なる。すなわち、裁判官は事件を審理するとき、また判決する前に、参与員と相談する。このようにして、裁判官の結論が客観性および社会的正義性あるものとなることが図られるのである。普通、心理学者や教育者等が参与員として選ばれている。労働事件、刑事事件には審理に検事が参加することが要求されている。地方裁判官の内部では事件の種類に従って分担がなされる。具体的には、財産的請求事件、家族事件、労働

（4） 第1表参照。

事件、共同相続人間の財産分割事件、刑事事件などである。

以上とは別に、地方裁判所には強制執行の職務を行う裁判官と公証人とがいる。ブルガリア法上、公証人⁽⁵⁾は裁判官でもある。

3.2 管区裁判所

重大な犯罪あるいは損害賠償額の大きい訴訟の管轄は管区裁判所にある。管区裁判所はまた、地方裁判所が下した判決に対する控訴事件も取り扱う。管区裁判所では、民事事件・刑事事件・商事事件・行政事件については三人の裁判官で構成される合議制がとられる。これらには参与官は参加することができない。

管区裁判所の商事合議会は、商事事件を審理するだけではなく、商人（個人企業または会社）、組合、団体の設立申請と添付書類を調査し、その設立についての判決をする。そのような設立等登記事務を行う登記部が管区裁判所に属している。

3.3 控訴裁判所

管区裁判所の判決について上訴する場合、かつては最高裁判所に対して上告しなければならないとされていたが、新憲法の下ではそのための控訴裁判所が新たに設置された。その結果、ブルガリアでは裁判の審級が増えた。もっとも、制度上は管区裁判所の判決に対する上訴はこのような新設の控訴裁判所に提出しなければならないことになっているが、実際には、いまだに控訴裁判所は設置されていない。したがって、依然として上訴は、直接、最高裁判所になされているのが現状である。

3.4 最高破棄裁判所

新憲法の下では最高裁判所が二分され、最高破棄裁判所と最高行政裁判所とが設置されることになった。

最高破棄裁判所の機能は、すべての裁判所が適正・平等に法律の適用をしているかどうかを監督することであり、これにとどまる。最高破棄裁判所の中には民事合議会、刑事合議会および軍事合議会が存在する。破棄院として事件を

(5) 1996年末に「公証人に関する法律」が採択され、その法律では公証人は地方裁判所に属する裁判官だけではなく、一定の条件の下ではあるが私的事務所を開設する者もなることができるとされた。

審理するとき、または管轄に関する争訟を解決するとき、合議会が三人の裁判官により構成される。①不当な（間違った）判決または矛盾している判決の場合、②法律の施行に関して「解釈令」を出すとき、および③法令が憲法に抵触することを確定し、後述する憲法裁判所に訴えを提起することを決定するとき、少なくともこれに関連する合議会の裁判官の3分の2が出席しなければならないものとされる（司法権法84条、87条）。

最高破棄裁判所は、その判決・決定をまとめ、「解釈令」あるいは「解釈裁定集」を発行している。上級審裁判所の判決の拘束力は当該事件についてだけ下級審に及ぶにすぎないが、実際には下級審はその判決が上級審で破棄されることのないよう最高破棄裁判所における過去の判例を尊重し、また弁護士も弁論するときに判例に基づくことが通常である。ブルガリアでも、判例は法源ではないが、その後の判決に重要な影響を及ぼす。一方、「解釈令」は司法権および執行権を有する諸機関を拘束する（司法権法86条2項）。

3.5 最高行政裁判所

行政事件は前述の一審・二審裁判所で審理・判決されるが、上告審としては最高行政裁判所が管轄する。最高行政裁判所は行政機関ではなく、司法機関である。

最高行政裁判所の権限は、憲法第125条および「司法権に関する法律」第4編第8章に定められている。すなわち、同裁判所は、行政事件について法律の適用が適正・平等であるかを最高裁判所として判断する。これ以外にも、内閣の政令、省令、法律に定められた命令に関する争訟を管轄する。最高行政裁判所も具体的事件の解決を目的とするものであるが、もし当該の政令が違法であると判断されたとき、当該政令自体が無効になるかという問題がある。ブルガリアでは、学説は一般に肯定的な立場を採っている。なぜなら、行政機関も法規の拘束を受ける点では私人と異なるところはなく、官庁の権力行使も司法の対象から免れる理由はないのであり、このように解することによって、法律による行政という法治国の要求が満たされると考えられているからであるとされる。なお、前述の「司法権に関する法律」が採択された後、最高行政裁判所は政令・省令の適法性についての争訟を解決する審級であること（司法権法92条2項）⁽⁶⁾、およ

(6) いままでの実務では、最高行政裁判所は、政令・省令等の一定の条文が違法であることを確定した場合には、その条文は直ちに削除された。1997年の官報50号での最高行政裁判所判決を参照。

び法令が憲法に違反することを確定し、憲法裁判所に訴えを提起することを決定する権限を有すること（司法権法95条3号）が明確になった。なお、前者の場合には5人の裁判官からなる合議体で決定しなければならないのに対して、後者の場合には裁判官の全員が出席しなければならないものとされている。破棄院として行政事件を審理するときには、3人の裁判官からなる合議体で決定する（司法権法95条）。

このように憲法が司法機関は行政機関の行為自体を監督する権限を有すると規定しており、形式的には司法権が行政権に優位すると考えられている。

3.6 その他の裁判所

1991年まで法人（国営企業・団体）間の争いを解決するために国立の仲裁機関（Държавен Арбитраж）が存在していた。それは管区仲裁機関と最高仲裁機関だけで構成され、簡易・迅速な裁判を行い、争いを早期に解決することがその目的であった。しかし、1991年にこの仲裁機関が廃止された。その代わりに、上級裁判所の中に商事事件に関する合議会が設置された。

当事者の一方または両方が軍人であるときには、軍事裁判所がその争いを解決する。同裁判所もブルガリア裁判制度の一部を占め、管区裁判所と同列に位置する（司法権法66条2項）⁽⁷⁾。そして管区裁判所と同じ組織をもち、同じ手続きで訴訟を審理するが、その権限は特別の法律で定められる（司法権法66条1項）。

ブルガリア商工会議所には国際事件についての仲裁機関が設置されている。もっとも、この仲裁はブルガリアの裁判制度に属しておらず、行政機関に属している、任意的なものである。

3.7 憲法裁判所

憲法の優位の観点から、裁判所に違憲立法の審査が認められる場合がある。立法ばかりかその他の国家行為が憲法に違反しないかどうか審査・判決される。そのため、ブルガリアでは、司法裁判所のほかに特別な憲法裁判所が設置されている。これは具体的争訟を通じて、法令などの国家行為の合憲性を判断させようとするものである。「憲法裁判所は憲法の優位を確保し、立法権・行政権・司法権に対して独立である。憲法および憲法裁判所法のみ拘束される」（憲法裁判所法1条）。

（7） 第1表参照。

憲法裁判所の裁判官は12人で、そのうち4人は国民議会により選任され、4人は大統領が任命し、他の4人は最高破棄裁判所と最高行政裁判所の裁判官総会の決議によって選任される。

憲法裁判所の権限の中でもっとも重要なのは次のものである。

- 憲法解釈
- 国民議会により制定された法律・法令、国民議会の行為および大統領の行為・命令の違憲確認請求事件の管轄
- 国民議会・大統領・内閣間の権限についての争訟事件、あるいは地方自治機関・中央行政機関間の権限についての争訟事件の管轄
- 批准する前に国際条約の合憲性を決定し、法律の国際規定への適合性について決定すること
- 政党・政治団体の合憲性についての争訟事件の管轄
- 大統領・副大統領の選任の適法性についての争訟事件の管轄
- 国会議員の選任の適法性についての争訟事件の管轄

などである。

憲法裁判所の判断は具体的な事件を前提にするのが原則であるが、請求があれば法令そのものの合憲性を判断することも許される。憲法裁判所は法令の形式的な瑕疵についてだけではなく、実質的な瑕疵についても審査権をもっており、それは終審である。さらに、憲法裁判所の判決は、国家機関、法人、国民に対して既判力が及ぶ。原則として具体的事件を前提とすると述べたが、その違憲判断は請求に記載された違憲事由に拘束されない。違憲と決定された法令は無効となり、廃止せられたと同一結果に帰する。憲法裁判所は国家機関の権限を超えて発された法令の無効をも確認する。したがって、国民議会が唯一の立法機関でありながら、その行為も違憲立法審査を受けるのである。1991年に憲法裁判所が設置されて後、すでに多様な事件が憲法裁判所で審理、判決された。

4 結 論

ブルガリアでは、旧裁判制度はいまだ完全には変更されていないが、新憲法にもとづいて独自の裁判（所）制度を発展させようとしている。新裁判所制度の要点をあげると、次のようになる。

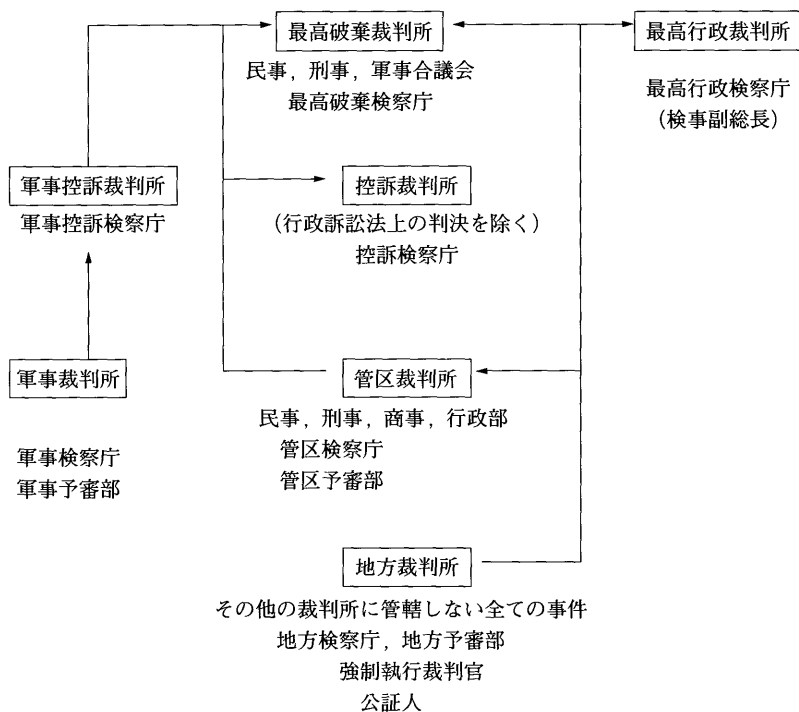
1 憲法裁判所の新設

- 2 最高破棄裁判所および最高行政裁判所の設置
- 3 控訴裁判所の新設（予定）
- 4 最高司法理事会の新設
- 5 裁判官が直接国民選挙で選任されず，最高司法理事会で任命されること
- 6 国立の仲裁機関の廃止
- 7 予審局が裁判所に設けられたこと

である。

以上との関係で，1990年に自由・独立・自治的な弁護士団が認められ，また1996年末から私的公証人事務所の設置も認められた。

表 1 ブルガリア裁判所制度（裁判所上下関係）



特別裁判所：

憲法裁判所

(商工会議所に属する仲裁機関)

裁判制度と関連する行政機関：

法務省（執行裁判官，公証人を任命・解職する）

最高裁判理事会（全てのレベルの裁判官，検事，予審官を任命・解任する）